

(公 印 省 略)
三 監 第 2 8 号
令和8年8月26日

三田市長 田 村 克 也 様

三田市監査委員 増 田 豊

同 竹 本 昌 弘

三田市内部統制評価報告書における審査について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付して提出します。

1 審査の対象

令和7年度 三田市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による「令和7年度 三田市内部統制評価報告書」（以下「内部統制評価報告書」という。）の審査は、三田市長が作成した内部統制評価報告書について、三田市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものです。

3 審査の実施内容

内部統制評価報告書については、三田市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「三田市監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（令和6年3月改定総務省。以下「ガイドライン」という。）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行いました。また、その他の監査等において得られた知見を利用して実施しました。

4 審査の結果

内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続に係る手続き及び評価結果に係る記載は概ね相当であると考えられます。

5 要望事項

(1) 業務レベルでの内部統制について

令和7年度においては、ガイドラインのリスク例及び本市で頻出の不備事例を参考に、全庁に共通する15項目のリスクを「共通リスク」とし、また、業務に応じたリスクを各所属で1つ以上選定し、「個別リスク」として、リスクの識別作業が行われていました。なお、職員のリスク管理の意識定着を図るため、上半期と下半期に分けてリスク評価の取り組みを実施されました。

しかしながら、令和7年度は、個人情報の漏洩事案が7件発生し、その多くは電子メールの送信時の誤りとなっており、相手方からの指摘により発覚しています。これに対しては、対策等一定の措置が講じられてはいるものの、抜本的な解決には至っていない状況にあると考えます。電子メールのみならず、個人情報の漏洩は、外部からの指摘がなければ気づかず、適切に対処されない状態のままになる可能性があります。

については、不備事案が多発している事項に対して、重点的に発生理由の検証や対策を講じるとともに、今後、同一の不備が発生しないよう更なる再発防止策を講じるほか、デジタル技術の活用等新たな手法を検討してください。

(2) その他

内部統制評価報告書においては、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせた内部統制の重大な不備はないと判断されています。

しかしながら、「三田市未来への財政ロードマップ」公表時にごみ袋不足となる混乱が生じており、外部への情報の伝達はガイドラインでは内部統制評価の対象とされていないものの、伝達する情報は正確で受け手に正しく理解される必要があります。

については、情報を公表する際は、公表前に、公表後の影響等を考慮し、情報の内容や出し方を十分に確認するようにしてください。